

令和7年度 第4回江津市農業委員会総会

日時：令和7年7月23日(水) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 第3 報告 第2号 農用地利用集積等促進計画について
- 第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 その他

○出席農業委員（10名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 4番 原田和徳 5番 山本秀彦  
6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子 9番 深野政勝  
10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（9名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温  
野田英夫、湯浅憲昭、井上清澄

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和7年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 6月9日に梅雨入りしたものの、6月27日には梅雨明け宣言され、過去最短の梅雨時期となりました。連日、猛暑日が続いています。全国的にも影響が出ており、新潟では水不足で稲刈りをしても収穫ができないという情報も流れており、非常に危機的な水不足が生じている状況にあり、米の価格が安定して推移している中、天候不良による高温障害など品質低下が懸念されています。

また、今月 4 日には、江津市地域計画推進チーム会議が、農水省や農業公社、農業経営課、西部農林振興センター等、関係機関の出席の下、開催されました。内容としましては、農林水産課から前年度地域計画取組み報告の後、令和 7 年度の地域計画の取組において、人農地ビジョンを推進する 4 つの柱として、圃場整備計画の推進、除草管理省力化の体制の構築、地域と担い手による協力関係の強化、各事業の活用推進を挙げ、その後、各エリアにおける地域計画変更後の概要と詳細な取組み方針が説明されました。報告内容は、9 つのエリアにおいて、ブルーゾーンが 21.4ha の増、グレーゾーンが 0.8ha 増、レッドゾーンが 0.2ha の減になる見込みとのことでした。次に、農水省からは 3 月末時点での全国の地域計画策定状況について報告があり、策定された市町村数が 1,613 市町村で、策定された地域計画は 18,633 地区となっており、島根県内では 17 市町村の 339 地区において策定されたとのことです。今後も毎年、計画変更が必要になってきますが、関係機関、組織団体等が一体となって、ブラッシュアップし、農業委員会としての役割をすすめていく必要がありますので、引き続き、地域計画の実行に向けてご協力をお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまより、令和 7 年度、第 4 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、二本木委員、崎谷推進委員、階本推進委員、から欠席の報告がありました。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解をいただきましたので、11 番 藤井委員、2 番 田代委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について

会 長 日程第 2 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題と致します。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第 1 号です。「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」ですが、振興公社からの報告文書が遅延をしております、本日のところは報告す





●番地●です。権利の移転を受ける者は、●●●●●●●● ●●●● ●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。賃借料は10aあたり●●●●●円です。貸借期間は令和7年6月24日から令和10年12月31日の3年6ヶ月です。5番から8番まで権利の移転を設定する者と受ける者が同一です。6番です。桜江町川越●●●番、地目は畑、面積は●●●●m<sup>2</sup>です。賃貸借で10aあたり●●●●●円です。貸借期間は令和7年6月24日から令和10年12月31日の3年6ヶ月です。7番です。桜江町川越●●●番、地目は畑、面積は●●●●m<sup>2</sup>です。賃貸借で10aあたり●●●●●円です。貸借期間は令和7年6月24日から令和10年12月31日の3年6ヶ月です。8番です。桜江町川越●●●番、地目は畑、面積は●●●●m<sup>2</sup>です。賃借料は10aあたり●●●●●円です。貸借期間は令和7年6月24日から令和13年12月31日の6年6ヶ月です。次ページからは地図が添付してあります。

会 長 ただいま事務局より報告がありました。ご質問はありませんか。

9番委員 報告のあった2の1の図面で桜江町小田の上段と下段の面積が入替わっているのではありませんか。

事務局 棒線の位置がずれています。表示は間違っていない。申し訳ございません。

会 長 よろしいですか。他にございませんか。

会 長 質問がないようですので、報告の通り、農用地利用集積等促進計画についてはご了承願います。

#### 農地法 第3条

#### 《 波積町北 》

会 長 次に、日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。

1番です。農地の所在は、波積町北●●●番、登記は畑、現況は原野、面積は●●●●m<sup>2</sup>、波積町北●●●番、登記は畑、現況は原野、面積は●●●●m<sup>2</sup>、

波積町北●●●番、登記は畑、現況は原野、面積は●●●㎡、波積町北●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は●●㎡、波積町北●●●番、登記は畑、現況は原野、面積は●●㎡、波積町北●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は●●●㎡、波積町北●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は●●●㎡、波積町北●●●番、登記は田、現況は原野、面積は●●●㎡、波積町北●●●番、登記は田、現況は原野、面積は●●㎡、波積町北●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は●●●㎡、波積町北●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は●●●㎡、次ページです。波積町北●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は●●●㎡、波積町北●●●番、登記は田、現況は原野、面積は●●●㎡、波積町北●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は●●●㎡、波積町北●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は●●●㎡、波積町北●●●番、登記は畑、現況は原野、面積は●●●㎡、波積町北●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●府●●市●●町●●番●号です。譲受人は、●●●●さん、●●市●●町●●番地●です。無償移転です。状況としましては、譲渡人が高齢で帰郷するのが困難となったことに加えて遠隔地居住のため、通い耕作も出来ないため、親族である譲受人に所有権移転を行ない、営農の継承をはかるということです。以上です。

会 長 それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番委員 位置図の 1 ページです。推進委員の吉岐さんの家の付近で、状況は吉岐さんが詳しいので現況報告を先にお願ひさせてください。

吉岐推進委員 地図で私の自宅から下にかけての田は私の耕作地です。申請地は、東側に隣接する農地です。水路を挟んで東側には、以前は家屋があったのですが、現在は既に倒壊しています。先ほど現況は原野という報告がありましたが、ここは山林のようになっており、すぐには農地に復旧するのは難しく、伐開が必要と思われます。圃場整備した田で農用内と記述のある 4 筆ですが、10 数年前までは多面的機能支払交付金の対象エリアで、保全管理等を行っていました。現状は雑草が繁茂し多少の木が生えている状況です。譲受人の●●●●さん

はよく知っている方で、最近はあまり会ってないのですが、おそらく耕作するのは可能だと思います。私としては、不在地主よりも近隣に居住する者が管理するという観点からも承認していただきたいと思います。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

4 番委員 　今のお話だと原野というより山林に近いというお話であり、譲受人の●●●●さんもどちらかという年配の方で、営農活動を行うためということになっているため、原野なり山林を農地として復活して耕作するのでしょうか、現実的でないと思うのですが・・・。

会 長 　事務局なにか情報ありますか。

事務局 　譲受人は他の地区で営農活動を行っているのですが、兄弟である譲渡人から都治にある家屋も併せて譲渡取得して、通い耕作も可能になるということを知っています。状況的には除去不可能な木はないので、営農は可能と思われます。圃場整備を行っている4筆に関しては、草刈り等を行って農地に復元できる状況です。加えて、本人に営農意欲があるということ、担当した書士からも伝え聞いております。以上です。

4 番委員 　おそらく申請時に、所有している耕作機械や運搬機等の保有機械とか、今後、何を耕作していくかを記載した申請書が提出されていると思うのですが、どういふものを耕作するのでしょうか。

事務局 　品目的には、田は水稻と記述があるのですが、現状をお聞きすると、まずは農地に復元戻すことが先だと検討しているようです。

4 番委員 　お聞きしたいのですが、譲受人は、例えばお子さんがいて同居しており、一緒に耕作する予定というようなことはないですか。

壱岐推進委員 　子供はおります。以前は男の兄弟がいて同居しておりまして、その子供を連れて田を作りに来ていました。現在は子供とは同居はしていませんので、耕作者は奥さんと2人だと思います。

会 長 　よろしいでしょうか。田中委員なにか補足ありますか。

6 番委員 　一番の問題は、農用地区域での荒廃ですね。事務局、どうでしょう。

事務局 　現在の農用地区域に関しては、農林水産課で区域の見直しを行っているところで、4筆は農用地区域から外れる予定です。

6 番委員 　ただ申請を出された段階では、農用地区域内ですよ。

事務局 現在、農用地区域内です。

会 長 4枚だけが圃場整備されている？

事務局 そうです。

会 長 それを完全に復活させるという。

事務局 そうです。現地確認後の報告でもありましたが、復元は十分に可能だと思います。

吉岐推進委員 配水は上流から田越しに入りますので、下流側の2枚の田を作るというのは無理にしても、畑作なら大丈夫です。以前にリセウさんが田を畑にして荏胡麻を作られたことがあります。耕作不可能であれば非農地申請という手法もありますが、できるだけ農地に復元して管理していただきたいと思います。

6番委員 担当委員といたしまして、私も吉岐さんと同じ考えで、所有者を明確にして管理するだけでも、波積地域としては非常にありがたいことだと思います。できれば、すべての圃場を耕作してほしいです。何卒ご理解いただきたい。

会 長 非常に熱い意見をいただきました。ご理解いただけますか。

会 長 ほかにご質問ございませんか。この案件は多少の課題が残る感じはありますが、皆様にもご理解いただきますようよろしくお願いします。

湯浅推進委員 こういう案件は、これからいろいろ出てくるとは思いますけど、単純に名義だけを代えれば良いというような感じを持っていたら、事後の管理の面で難しくなるのではないかと思います。あまり安易な名義変更がうかがえる場合は慎重に対応する必要があるような感じがします。

会 長 はい、ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。今後に向けて、慎重審議をしていきたいと思えます。よろしくお願いします。

事務局 先ほど、湯浅推進委員がいわれる内容も理解していますが、田中委員が言われた不在地主から近隣に居住する者に所有権移転して管理をしてもらうことが重要だという事も考慮すべきとも思われますので、慎重審議という点を念頭に置いてご理解いただきたいと思えます。以上です。

会 長 よろしいでしょうか。

6番委員 湯浅委員さんやご出席の皆様には申し訳ないと思えますが、中山間部では同様な事例がどこでも発生すると思えます。それをどこで止めるかという話になってくると、事務局に相談があった段階で内容を確認して、受理・不受理の決定を行うとか、農業委員会としてはどうするのかという判断や、基準を決めてお

かないと、毎回、紛糾すると思います。そういうことを踏まえた上で今回はよろしく、としか言いようがないです。

会 長 いろいろ今後に向けて課題があるようですね。

事務局 田中委員の発言のとおり、状況や内容によっても判断が変わってくると思うのですが、今後は、事務局で受付ける段階で、非農地判断を含めて、検討をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長 ほかございませんか。よろしいですか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 1 もついて」は可決されました。

《 桜江町市山 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 2、および 3 について」は隣接地で、譲受人が同一ですので一括審議といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2 番です。農地の所在は、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。対価は 10a あたり●●●円です。3 番です。農地の所在は、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡です。譲渡人は●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。対価は 10a あたり●●●円です。両筆は隣接していませんが、譲受人の所有地を挟んで隣接している状況です。2 番は、譲渡人が高齢により耕作が困難であり、3 番は相続した農地において、耕作管理することが難しいということです。譲受人は所有する農地に隣接している農地を譲り受けて農地を拡大したいということでの所有権移転です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番委員 位置図2ページです。7月14日に現場を確認しました。申請地は、県道桜江金城線沿いで、母抱トンネルから長谷方面に進んだ市山地区です。近隣には、●●●や●●●●●の●●があります、図面の中央下部に●●●●の●●の記載があり、右側上部に●●●●●の●●の記載があります。現地は、両●●●●●の間に位置します。現況ですが、●●●番●は、季節野菜の栽培を行っており、●●●番●は植栽もなく、雑草が繁茂した状態でした。譲受人は●●●●●の●●さんで、令和6年から令和7年にかけて隣接地の農地を取得されています。申請書にもあるようにあるように、自己所有の農地に隣接の農地を譲り受けて一体の農地として管理、営農拡大するという意向を持っておられますのでよろしくお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

湯浅推進委員 2点ほど良いですか。1点目は、同じような場所で、対価が●●●と●●●と差があるのはなぜですか。もう1点は、●●●●●さんは、今まで近接の農地を購入されていますが、耕作されているような様子がないです。それでも営農者として受け入れられるのですか。前回許可の下りた農地もまだ作付けどころか全然管理をしておられません。ただ、大きな穴を掘って、残土処理場みたいになっています。そういう状態で耕作すると認識するのでしょうか。

会 長 事務局なにか情報がありますか。

会 長 はい、先に田代委員。

2番委員 金額に関しては、筆ごとに金額を決定したとのことで、10a換算した時の誤差ということでご理解願いたい。また、●●●●●さんは、●●●●●地区に田を借りて耕作をされていることもあって、営農活動はされています。加えて、同居はしてはいたのですが、息子さんやお孫さんがおられますので、今後、整地して営農開始すると思います。以上です。

湯浅推進委員 申請地付近の一角は耕作されています。ただ、その他の農地は葛が繁茂している箇所もあり、実際に耕作されるのか疑問が残ります。

会 長 事務局、なにかございますか。

事務局 現地確認したところですが、隣接地には耕作をしている箇所も見受けられましたし、葛が繁茂している箇所もありました。今回及び以前に取得した農地に

おいても、葛が繁茂している箇所もありましたが、譲受人が営農拡大するという事で農地を取得したという事であり、少しずつ草刈り等の管理を行うということなので、営農拡大を行う見込みとしか言いようがないです。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

会 長 いろいろ課題があり、今後もこういう案件がでてくると思われます。状況によっては判断が難しい案件になってくる場合もあります。利用集積を踏まえた地域計画を基に対応していくしかないと思います。

会 長 ほかにございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2及び3」については、可決されました。

#### 《 桜江町谷住郷 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。4番です。農地の所在は、桜江町谷住郷●●●●番●●、地目は畑、面積は●●●㎡、桜江町谷住郷●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●●●番地●●です。対価は10aあたり●●●円です。状況としましては、申請地が譲受人の住居に隣接しているということで、利便性が高い農地を譲り受けて耕作をしたいということでの所有権移転です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番委員 位置図3ページです。●●さんから●●さんへの所有権移転です。申請地は、谷住郷の国道261号線と県道大田桜江線の合流点から●●●側へ約●●●m進んだところです。付近に●●●●●●●●があり、その左側が申請地で、隣接が譲受人の●●さんの家屋があります。現地は、きれいに草刈り管理され

ていました。●●さんに聞きますと、いつも草刈り管理を任されており、あらためて、所有権移転を行って家庭菜園を始めるという話でした。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4」については、可決されました。

#### 《 松川町市村 》

会 長 　次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 5 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員は今日休みですので、私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　5 番です。農地の所在は、松川町市村●●●番●、地目は田、面積は●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●●です。譲受人は●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。対価は 10a あたり●●●円です。譲受人の営農拡大のためということでの所有権移転になっています。ここは、現在、圃場整備中の区域でして、その一筆です。以上です。

会 長 　それでは、私から調査結果の報告をいたします。

1 番委員 　この件については、先ほど言いましたように、農地が松川町なので、本来は松川町担当地区の二本木委員から報告をいただくものですが、現地の状況を聞いておりますので、私から報告をさせていただくことをご了承願います。位置図 4 ページをご覧ください。ご覧のように、国道 261 号線沿いにある市村集落付近で、●●●●●●の前の市道●●●を●●●方面に約●●●m 進んだ●●が申請地です。高低差がほとんどない平坦でまとまった水田です。圃場区域は 29ha あり、以前は 29 枚あった田を 9 枚の大型圃場に整備しました。また、多くあった畔を 1/3 に減らし、用水路、排水路の整備や農道・進入



コンビニエンスストアや喫茶店●●があります。交差点から●●●m進みますと●●●に細い進入路があります。下の写真で、Uの字に見えますが、車1台やっと通れるような舗装していない道を入れて行くと、周辺に耕作している畑等やビニールハウスがあります。このたび申請のあった箇所は隣接する東側の区画で、写真で確認できるように、太陽光パネルがたくさん設置されており、一帯は耕作されていない区画の一部です。周辺の農地には特に影響はなさそうです。問題はないと思います。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」は、可決されました。

#### その他

会 長 　次に、日程第6、その他の総会に諮るべき事案について、事務局からなにかございますか。

事務局 　特にございません。

会 長 　その他について、皆さんからなにかございませんか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」 〕

会 長 　事務連絡は総会終了後に報告いたします。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和7年度、第4回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は、8月20日水曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いないように、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前10時30分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員